

(公 印 省 略)
答 申 第 1 4 3 号
令 和 5 年 2 月 3 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和4年7月27日付け諮問第42号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

請求者の子の一時保護に関する検証結果の報告書類

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした決定は妥当である。

第 2 経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和 3 年 6 月 29 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 3 年 7 月 14 日、実施機関は、本件開示請求に対し、3 に掲げる文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、3 に掲げる文書を除く本件開示請求に係る保有個人情報については、同日、開示決定を行った。

3 対象保有個人情報

本件処分に係る対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、兵庫県児童虐待防止委員会（以下「委員会」という。）に関する以下の文書である。

なお、この委員会は、県内で発生した児童虐待事例について、再発防止に資するため、今後取り組むべき課題や方策を検討しており、生後 50 日の乳児が家庭内において、受傷機転不明の右上腕骨折（らせん骨折）をした際の一時保護期間が長期化した事案（以下「本件事案」という。）について実施されている。

- (1) 令和 2 年度第 1 回委員会資料（資料 2）（以下「文書 1」という。）
- (2) 令和 2 年度第 1 回委員会資料（資料 6）（以下「文書 2」という。）
- (3) 令和 2 年度第 1 回委員会議事概要（以下「文書 3」という。）
- (4) 令和 2 年度第 1 回委員会議事録（資料 5）（以下「文書 4」という。）
- (5) 令和 3 年度第 1 回委員会議事録（以下「文書 5」という。）

4 審査請求

令和 3 年 8 月 18 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県知事に対し、審査請求（以

下「本件審査請求」という。)を行った。

5 諮問

令和4年7月27日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、改めて非開示部分を含めた開示を求める。

2 本件審査請求の理由

- (1) 委員会の議事要旨など、発言者の氏名や発言内容が開示されておらず、議論の内容がわからない。
- (2) 文書1の不開示部分について、兵庫県中央こども家庭センター（以下「センター」という。）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条の家事審判（以下「28条審判」という。）の申立ては、センターが委嘱している虐待専門の内科医の「100%虐待である」との断定的な診断にもっぱら依拠して行われたものであり、その妥当性が検証されるべきものであることは、既に審判資料や明石市こどものための一時保護の在り方に関する検討会等で明らかにされているところである。

弁明書は、「部会での発言内容は公開されないことを前提」としているが、部会は社会福祉法や兵庫県社会福祉審議会規則等に基づいて設置されているものであるが、そこには、部会の公開・非公開に関する明記はなく、発言内容が公開を前提としていないという法的根拠が不明である。

そもそも部会は、児童福祉に関する事項を調査審議するための機関であり、その公共性・公益性は極めて高いものであり、審議過程は十分に検証可能とされるべきものである。本件は部会審議事案の対象となっている本人による開示請求であり、プライバシーを理由に議事録全てを不開示にする理由はない。

本事案は既に28条審判が終了しており、発言者が圧力や干渉を受けることが具体的に想定されず、率直な意見交換が損なわれることも考えられない。同様に、本事案の審判は終了しており、意思決定の中立性が損なわれるおそれもない。

条例第 16 条第 6 号における「不当に」とは、審議検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味するものとされており、本件での開示がそうした程度のものであるとは到底考えられない。

そして、前述のとおり本事案では既に 28 条審判が終了しているところであり、発言者が圧力や干渉を受けることが具体的に想定されない。条例第 16 条第 7 号の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される場所であるが、弁明書ではそうした実質的な支障や法的保護に値する蓋然性についての具体的な説明がなされていない。

- (3) 文書 2 の不開示部分について、この資料は、本事案について審議された令和 2 年度第 1 回兵庫県児童虐待防止委員会の資料として提出されており、同委員会が本事案を検討するにあたってセンターの現場が本事案における問題点等をどのように認識しているかを把握する上で基礎的な資料になったものと思われ、同委員会によって本事案が適切に検証されたかどうかを精査するにあたって必要な資料であり、強く開示が求められる。

弁明書は、「その参加者の範囲から、一定の職員に限定される可能性があるため、発言内容等を知られることをおそれた参加者が発言を控える等、現場の率直な意見が得られにくくなり、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という。しかし、そもそもワークショップは児童相談援助業務そのものではなく、既に終了した審判事案についての職員による意見内容が開示されたところで、同業務の適正な遂行に支障が及ぶことは考え難い。

また弁明書は、「一定の職員に限定される可能性がある」というが、その可能性は単なる確率的な可能性を言っているにすぎず、いずれにせよ発言内容を含めて全て不開示にすることに妥当性はない。

さらに、弁明書は、「テーマには、本件事案に特化した参加者の意見交換結果をとりまとめた内容が記載されており、当該部分を開示することにより、今後開示を前提とした記載しかできなくなる」ともいう。しかし、なぜ本件事案に特化した参加者の意見交換結果をとりまとめた内容が開示されると、今後開示を前提にして記載内容を変更しなければならないのか不明である。こうした主張は、単に意見交換結果がセンターや職員にとって不都合な内容であるから、それを隠蔽したいと言っているようにしか聞こえない。本件事案に特化した参加者の意見交換結果をとりまとめた内容であるからこそ、(仮に発言内容が特定されないようにした上でも)むしろ開示される必要性が高いというべきである。

- (4) 文書 3 から文書 5 までの不開示部分について、これらの議事録及び概要は、

兵庫県児童虐待防止委員会（以下「委員会」という。）において本事案が適切に検証されたかを確認する上で最も基礎的な資料であり、極めて開示の必要性が高いものである。

弁明書は、「開示することになれば、発言者が利害関係者等からの圧力や干渉を受ける等して、今後の同種の審議において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」という。しかし、委員会における本事案の検証は既に終了し、現に令和3年度第1回兵庫県児童虐待防止委員会の概要は公表されているのであるから、発言者が圧力や干渉を受けることが具体的に想定されず、今後率直な意見交換が損なわれることも考えられない。

また、弁明書は、「どの委員がどのような発言をしたのかが明らかとなり、利害関係者等からの圧力や干渉を受けることを懸念し、忌憚のない発言を控えるおそれもあることから、今後の同委員会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある」という。しかし、前述のとおり、委員会での本事案検証は終了しているところであり、発言者が圧力や干渉を受けることが具体的に想定できない。

そもそも、委員会はすべての委員が外部有識者で構成され、「県内で発生した児童虐待事例の検証を行い、今後取り組むべき課題や方策を検討し、再発防止に資することを目的」（兵庫県児童虐待防止委員会設置要綱第1条）とした第三者機関と呼べるものであり、極めて公益性・公共性の高い機関であるといえる。そのような機関における審議はプライバシーに配慮すべき部分は別論、本来公開されることでその審議過程を検証可能とし、委員会に求められる公正性、信頼性が確保される類のものであるから、開示により「今後の同委員会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

仮に、個々の発言内容について委員が特定されることで、条例第16条第7号に該当するといった考えがあったとしても、発言内容を含めた議事録の内容すべてを不開示にした判断は妥当性を欠いている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 不開示とした部分

- (1) 文書1：発言内容が記載された部分（結論部分を除く。以下「不開示部分1」という。）
- (2) 文書2：ワークショップのテーマ及び参加者の意見が記載された部分（以下「不開示部分2」という。）

- (3) 文書3：発言者（委員）の氏名及び発言内容の一部（以下「不開示部分3」という。）
- (4) 文書4：発言者（委員）の氏名及び発言内容の一部（以下「不開示部分4」という。）
- (5) 文書5：発言者（委員）の氏名及び発言内容の一部（以下「不開示部分5」という。）

2 不開示理由について

(1) 文書1

文書1は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会が平成30年9月18日に開催した次第、出席者名簿及び議事録であり、不開示部分1には、本件事案について28条審判申立を行うことを了承するに至るまでの検討内容や審議内容等が詳細に記載されている。

また、同部会での発言内容は公開されないことを前提として、各委員へは忌憚のない発言を依頼しているところである。

このような状況の中で当該不開示部分を開示することとなれば、発言者が利害関係者等からの圧力や干渉を受ける等して、今後の同種の審議において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、どの委員がどのような発言をしたのかが明らかとなり、利害関係者等からの圧力や干渉を受けることを懸念し、忌憚のない発言を控えるおそれもあることから、今後の同部会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、不開示部分1は、条例第16条第6号及び第7号に該当する。

(2) 文書2

文書2は、令和元年12月22日に西宮こども家庭センターにおいて、また、同月24日に中央こども家庭センターにおいて、それぞれ開催されたワークショップの主な意見をまとめたものである。

このワークショップは、本件事案について、こども家庭センター職員が意見や考え方を共有することで、問題点を把握し、方策を検討することを目的として開催され、参加者へは、ワークショップ内で発言した内容は公開しないことを前提に、率直な意見を求めている。

このため、参加者は自身の発言が開示されることを想定しておらず、不開示部分2のうち参加者の意見の部分を開示することとなれば、参加者個人の氏名が記載されていないとしても、その参加者の範囲から、一定の職員に限定される可能性があるため、発言内容等を知られることをおそれた参加者が発言を控える等、現場の率直な意見が得られにくくなり、児童相談援助業務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号に該当する。

また、不開示部分 2 のうち、テーマには、本件事案に特化した参加者の意見交換結果をとりまとめた内容が記載されており、当該部分を開示することにより、今後開示を前提とした記載しかできなくなる等、児童相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号に該当する。

(3) 文書 3 から文書 5 まで

不開示部分 3 から 5 までには、委員の氏名及び発言内容が記載されている。

本件事案については委員会において 2 度の審議が行われ、その審議結果の概要を令和 3 年 6 月 18 日に公表しており、公表した内容と同趣旨の部分は本件処分においても開示したが、不開示部分 3 から 5 までを開示することになれば、発言者が利害関係者等からの圧力や干渉を受ける等して、今後の同種の審議において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、どの委員がどのような発言をしたのかが明らかとなり、利害関係者等からの圧力や干渉を受けることを懸念し、忌憚のない発言を控えるおそれもあることから、今後の同委員会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、不開示部分 3 から 5 までは、条例第 16 条第 6 号及び第 7 号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報について実施機関の行った本件処分は、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、条例第 16 条第 6 号及び第 7 号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、更なる開示を求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分 1 について

ア 児童相談部会の非公開性

児童相談部会は、兵庫県社会福祉審議会の運営に関し必要な事項を定めた「兵庫県社会福祉審議会内規」（以下「内規」という。）第3条により設置され、内規第8条第1項において、兵庫県社会福祉審議会が公開しないと決めたときには、会議を非公開とすることが規定されている。

当審議会が実施機関に確認したところ、本件事案について、兵庫県社会福祉審議会が公開しないと決めた記録はないものの、これまでも同種の事案を取り扱うにあたっては、非公開を原則として、児童相談部会を実施してきたとの説明があった。

児童相談部会は、審議の過程で個人情報を取り扱うことを鑑みれば、非公開で行うことには合理性があり、これを前提として委員間で忌憚のない意見交換を可能にしていたものと考えられる。当審議会が文書1を見分したところ、不開示部分1には、審議の対象に係る専門家としての知識、経験等と密接不可分な見解が記載され、上記のとおり、委員間で忌憚のない意見交換が行われていた事情を伺わせる。

以上を踏まえれば、本件事案について兵庫県社会福祉審議会が公開しないとの決定を明示的に行っていなかったとしても、出席した委員の認識としては、発言内容は公開されないものと理解されていたものと考えられる。

よって、兵庫県社会福祉審議会においては、内規上、原則として会議は公開とするが、審議会が公開しないと決めたときには、非公開とすることとされていることからすれば、手続上は、会議の公開・非公開を明示的に決めておくことが想定されているところではあるものの、上記のとおり、委員の認識としては公開されないものと理解していたであろう事情を踏まえれば、公開しないとの決定を行わずに、非公開を原則として児童相談部会を運用してきたとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

イ 条例第16条第6号及び同条第7号該当性

上記アで述べたように、不開示部分1は、個人情報を取り扱う審議において、委員間で忌憚のない意見交換が行われたことを示す記録であるが、審査請求人が主張するように、本件事案は、既に28条審判が終了していることを鑑みれば、仮に、不開示部分1の開示によって、発言者が圧力や干渉を受けることとなっても、その結果が変わり得ないことを鑑みれば、不開示部分1が開示されたとしても、本件事案に対する公正な意思形成が損なわれるおそれは認められない。

よって、不開示部分1は、条例第16条第6号には該当しない。

しかし、不開示部分1を開示することで、上記のとおり、本件事案に対

する公正な意思形成は損なわれるおそれがないとしても、記載された委員の発言に対して、委員個人が外部からの非難等を受けることは考えられ、本件事案とは異なる今後の児童相談部会における案件の検討において、発言内容によって無用な争いに巻き込まれたくない等の理由から委員が職務に消極的になる等委員の率直な意見交換が不当に損なわれることとなり、今後の児童相談部会の実施については 28 条審判の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、不開示部分 1 は、条例第 16 条第 7 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示部分 2 について

審議会が見分したところ、不開示部分 2 には、令和元年 12 月 22 日に西宮こども家庭センター及び同月 24 日に中央こども家庭センターでそれぞれ開催されたワークショップにおいて、出席者の発言内容の要旨が列挙されており、また、それらの発言内容をまとめたものが標題として記載されている。

実施機関に確認したところ、このワークショップには、各こども家庭センター職員から 10 数名と児童課職員 2 名及び児童相談部会委員 2 名がそれぞれ参加しており、これらの発言内容からは、出席者のこれまでの専門的な知識や経験を踏まえながら、本件事案に対して真摯に向き合い、活発な議論や率直な意見交換があったことが伺える。

これらの情報を開示した場合、今後、同様の重大事例等を検証し、あるいは分析するにあたり、開示を前提とした発言を意識して、出席者が自由な発言を控え、活発な議論や率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

その結果、児童相談部会の実施や児童虐待事例の検証事務等、児童相談援助事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示部分 2 は、条例第 16 条第 7 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示部分 3 から 5 までについて

文書 3 から文書 5 までは、委員会の議事概要及び議事録であり、不開示部分 3 から 5 までには、委員の氏名及び発言内容が記載されている。

審議会が見分したところ、不開示部分 3 から 5 までには、不開示部分 1 で示された本件事案に係る個別具体的な事情を指摘し、あるいは当該事情に対する意見を述べた部分が含まれる。

これらを開示することは、実質的に不開示部分 1 を開示することに他ならず、上記(1)イと同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

また、不開示とした部分を除く委員の発言内容は、既に本件処分で開示されていることから、これに加え委員の氏名を開示すると、委員会における今後の審議において、自分の意見が明らかになることを意識した委員が自己の率直な発言を控えたりするなどし、委員による率直な意見の交換が損なわれ、児童虐待事例の検証事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、当該不開示部分は、条例第 16 条第 7 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日(受領日)	経 過
令和4年 7月 27日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和4年 9月 3日(5日)	・ 審査請求人からの意見書を受領
令和4年12月 19日 第1部会 (第87回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年 1月 24日 第1部会 (第88回)	・ 審議
令和5年 2月 3日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿
委 員 中 本 浩 一
委 員 西 片 和 代